

大分県環境負荷低減事業活動認定実施要領

(大分県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画の認定実施要領)

第1 目的

この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和4年法律第37号。以下「法」という。)」に基づき、「環境負荷低減事業活動実施計画」(以下「実施計画」という。)の認定について、法、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」(令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。)、
「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」(農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。)、
「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」(4環バ第161号。以下「ガイドライン」という。)および大分県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画(以下「県基本計画」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 実施計画

実施計画に記載する環境負荷低減事業活動は、以下の要件に適合したものとする。

- (1) 農林漁業者が行う事業活動であること
- (2) 環境負荷の低減を図るために行う県基本計画第3章第2項(2)に掲げるいずれかの事業活動であること
 - ① 土づくり、化学肥料、化学農薬の使用量削減の取組を一体的に行う事業活動(1号活動)
 - ② 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動(2号活動)
 - ③ 別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動(3号活動)
- (3) 農林漁業の持続性の確保に資するものであること

第3 認定申請

申請者は、実施計画(別記様式第1号)及び実施計画に係る認定申請書(別記様式第2号)に必要事項を記載し、居住する市町村の長へ提出する。

2 提出を受けた市町村長は、書類内容を精査し、適正と認めた場合には、管轄する振興局を通じて県知事に提出する。

第4 認定

県知事は、申請された実施計画について、法第19条第5項、法第21条第5項、基本方針、及びガイドラインに則して認定審査を行い、内容を適正と認めた場合には、申請者に対し、市町村を通じて認定通知書(別記様式第3号)を交付する。

2 なお、認定しなかった場合においては、別記様式第4号により、認定しない理由を明らかにした上で、申請者に対してその旨を通知するものとする。

第5 実施計画の変更

法第20条第1項の規定に基づき認定を受けた者が当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、第3の手続きに準じて変更申請書（別記様式第5号）を県知事に提出するものとする。なお、変更申請書には、規則第9条の規定に基づき、変更後の実施計画及び変更前の実施計画の実施状況報告書（別記様式第6号）その他必要な書類を添付するものとする。

2 法第20条第2項の規定に基づき、認定者が認定計画の軽微な変更しようとするときは別記様式第7号により、知事へ届け出るものとする。なお、軽微な変更は次に掲げるものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
- (2) 環境負荷低減事業活動の実施期間の6カ月以内の変更
- (3) 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について10パーセント未満の増減を伴うもの
- (4) (3)に掲げるもののほか、地域の名称又は地番の変更その他の環境負荷低減事業活動実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと知事が認める変更

第6 認定の取消し

知事は、認定者が認定計画に従って環境負荷低減事業活動を行っていないと認められるときは、法第20条第3項の規定に基づき、その認定を取り消すことができる。

2 認定を取り消したときは、認定取消通知書（別記様式第8号）により通知する。

第7 実施状況の報告

知事は、認定者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 報告を求められた認定者は、第3の手続きに準じて実施状況報告書（別記様式第9号）を県知事に提出するものとする。

第8 その他

その他必要な事項については、県が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。